

兵庫県公報

令和元年11月5日 火曜日 第55号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく戒告処分（市町振興課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 救急病院の名称変更（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（同）	6
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	6
○ 同 上（丹波県民局）	6
公 告	
○ 入札公告（管財課）	7
○ 県有地の一般競争入札による売払い（同）	9
○ 令和元年度若人の賞受賞者（青少年課）	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	16
○ 同 上（中播磨県民センター）	16
○ 入札公告（但馬県民局）	16
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	23
病院局公告	
○ 落札者等の公示	25

告 示

兵庫県告示第529号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に戒告の処分をした。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 住所及び氏名
神戸市中央区中山手通7丁目26番5号
別所 邦彦
- 2 登録番号
日本行政書士会連合会登録番号 08302143

~~~~~

## 兵庫県告示第530号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1から13までの医療機関を救急病院と認定した。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- |    |         |                      |
|----|---------|----------------------|
| 1  | 名称      | 社会医療法人社団正峰会 神戸ゆうこう病院 |
|    | 所在地     | 神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号   |
|    | 認定年月日   | 令和元年9月1日             |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年8月31日            |
| 2  | 名称      | 独立行政法人国立病院機構神戸医療センター |
|    | 所在地     | 神戸市須磨区西落合3丁目1番1号     |
|    | 認定年月日   | 令和元年5月9日             |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年5月8日             |
| 3  | 名称      | 高橋病院                 |
|    | 所在地     | 神戸市須磨区大池町5丁目18番1号    |
|    | 認定年月日   | 令和元年10月1日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年9月30日            |
| 4  | 名称      | まつざきクリニック            |
|    | 所在地     | 神戸市垂水区塩屋北町2丁目24-8    |
|    | 認定年月日   | 令和元年11月1日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年10月31日           |
| 5  | 名称      | 医療法人芙蓉会 姫路愛和病院       |
|    | 所在地     | 姫路市飯田3丁目219番地の1      |
|    | 認定年月日   | 令和元年9月20日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年9月19日            |
| 6  | 名称      | 医療法人松藤会 入江病院         |
|    | 所在地     | 姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地   |
|    | 認定年月日   | 令和元年10月10日           |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年10月9日            |
| 7  | 名称      | 神野病院                 |
|    | 所在地     | 姫路市飾磨区下野田2丁目533番地3   |
|    | 認定年月日   | 令和元年10月1日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年9月30日            |
| 8  | 名称      | 姫路赤十字病院              |
|    | 所在地     | 姫路市下手野1丁目12番1号       |
|    | 認定年月日   | 令和元年11月1日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年10月31日           |
| 9  | 名称      | 医療法人尚和会 宝塚第一病院       |
|    | 所在地     | 宝塚市向月町19番5号          |
|    | 認定年月日   | 令和元年10月4日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年10月3日            |
| 10 | 名称      | 宝塚病院                 |
|    | 所在地     | 宝塚市野上2丁目1番2号         |
|    | 認定年月日   | 令和元年8月22日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年8月21日            |
| 11 | 名称      | 加東市民病院               |
|    | 所在地     | 加東市家原85番地            |
|    | 認定年月日   | 令和元年7月21日            |
|    | 認定の有効期限 | 令和4年7月20日            |
| 12 | 名称      | ときわ病院                |

所在地 三木市志染町広野5丁目271番地  
 認定年月日 令和元年9月1日  
 認定の有効期限 令和4年8月31日  
 13 名称 洲本伊月病院  
 所在地 洲本市桑間428番地  
 認定年月日 令和元年9月10日  
 認定の有効期限 令和4年9月9日



**兵庫県告示第531号**

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

新名称 社会医療法人社団正峰会 神戸大山病院  
 旧名称 社会医療法人社団正峰会 神戸ゆうこう病院  
 所在地 神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号  
 変更年月日 令和元年10月1日



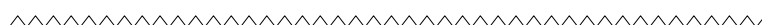
**兵庫県告示第532号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
三木市志染町東自由が丘一丁目地内



**兵庫県告示第533号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年9月10日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
新温泉町湯地内



**兵庫県告示第534号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、仮BM設置測量及び縦断測量）

- 2 作業期間  
令和元年10月30日から同年12月25日まで
- 3 作業地域  
淡路市釜口地内



**兵庫県告示第535号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点測量（再設））
- 2 作業期間  
令和元年11月1日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市上甲東園一丁目地内



**兵庫県告示第536号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、稲美町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500）及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
稲美町全域



**兵庫県告示第537号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月5日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月5日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                 |              |    |
|--------------|-------------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>香美久美浜線 | 豊岡市竹野町竹野字浪竹3401番から<br>同 市竹野町竹野字代浦3651番2まで | 旧  | 6.0から<br>25.0まで | 300.0        |    |
|              |                                           | 新  | 8.0から<br>43.0まで | 300.0        |    |

|             |                                           |   |                 |      |
|-------------|-------------------------------------------|---|-----------------|------|
| 県道<br>八代石井線 | 豊岡市日高町頃垣字御中門775番から<br>同 市日高町頃垣字御中門772番1まで | 旧 | 5.0から<br>10.0まで | 83.0 |
|             |                                           | 新 | 8.0から<br>37.0まで | 81.0 |



**兵庫県告示第538号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月5日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月5日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                    |    |                 |               |    |
|--------------|------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>竹田指杭線  | 美方郡新温泉町栃谷字宮ノ前509番から<br>同 郡同 町栃谷字城下449番まで | 旧  | 5.0から<br>5.0まで  | 253.0         |    |
|              |                                          | 新  | 5.0から<br>13.0まで | 253.0         |    |



**兵庫県告示第539号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。  
令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名      | 地 番                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|-------|-------|------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩 屋   | 神 崎 郡 | 神 河 町 | 岩 屋  | 宮ノ谷<br>西 山 | 653番1の一部、653番12の一部、653番13、<br>653番39、655番1の一部、656番、656番15<br>132番3、132番4、133番1、133番3、145<br>番、145番1、145番4、145番6、145番14<br>から145番16まで、146番、145番6から145<br>番16に至る地先の道路敷の一部、133番3<br>から145番14に至る地先の道路敷の一部、<br>133番1地先の水路敷の一部 |



**兵庫県告示第540号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和元年10月11日から適用する。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

3の表中

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 株式会社中国銀行    | 兵庫県内に所在する営業所        |
| 株式会社関西みらい銀行 | 兵庫県内に所在する営業所及び堺筋営業部 |
| 株式会社百十四銀行   | 兵庫県内及び香川県内に所在する営業所  |

を

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 株式会社中国銀行    | 兵庫県内に所在する営業所       |
| 株式会社関西みらい銀行 | 日本国内に所在する営業所       |
| 株式会社百十四銀行   | 兵庫県内及び香川県内に所在する営業所 |

に改める。



兵庫県告示第541号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和元年11月11日から適用する。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

|  |   |       |          |
|--|---|-------|----------|
|  | 同 | 五色丘支店 | 洲本市五色町下堺 |
|--|---|-------|----------|

を

|  |   |      |          |
|--|---|------|----------|
|  | 同 | 五色支店 | 洲本市五色町下堺 |
|--|---|------|----------|

に改める。



兵庫県告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                      | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 第R01中播位置<br>0004号 | 1.10.23          | たつの市龍野町宮脇字横田171番4、171番5 | 4.5          | 34.9         |



兵庫県告示第543号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                              | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------------------|--------------|--------------|
| 第R01丹波位置<br>0001号 | 1.10.21          | 丹波篠山市網掛字下ゲシメノ坪149番1の一部、150番1の一部 | 6.00         | 49.94        |

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年11月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫県本庁舎ほか1庁舎で使用する電気 予定数量7,460,679キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
(入札参加資格審査窓口)  
兵庫県出入局管理課 電話(078)341-7711 内線4946
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

令和元年11月5日（火）から同月20日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 清水  
電話 (078) 341-7711 内線2548

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和元年11月6日（水）から同月20日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和元年12月23日（月）午前10時から

場所 兵庫県企画県民部管理局管財課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和元年12月20日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年12月19日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年11月20日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入





| 物件番号 | 所在地               | 面積 (㎡) | 地目   |
|------|-------------------|--------|------|
| 7    | 赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番 | 493.32 | 宅地   |
| 8    | 佐用郡佐用町佐用字中町3005番8 | 287.90 | 宅地   |
| 9    | 淡路市志筑字天神1347番2ほか  | 413.11 | 宅地ほか |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間  
令和元年11月5日（火）から同月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

## 5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法  
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所  
前記3に同じ



(3) 功績内容

チェロ演奏家として多彩な公演や地域でのボランティア活動に取り組み音楽の普及発展に努めるなど文化の振興に尽くした。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

住吉AⅡ（114010052）の項中別図52、住吉DⅡ（114010054）の項中別図54、住吉FⅡ（114010056）の項中別図56、住吉GⅡ（114010057）の項中別図57、住吉（1）Ⅲ（114010060）の項中別図60、塚口（2）Ⅲ（114010073）の項中別図73を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和元年11月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                 | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 住吉AⅡ<br>(114010052) | 西脇市住吉町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

|                                   |                  |         |          |
|-----------------------------------|------------------|---------|----------|
| 住吉CⅡ<br>(114010053)               | 西脇市住吉町(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり  |
| 住吉DⅡ<br>(114010054)               | 西脇市住吉町(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり  |
| 住吉EⅡ<br>(114010055)               | 西脇市住吉町(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり  |
| 住吉FⅡ<br>(114010056)               | 西脇市住吉町(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 住吉GⅡ<br>(114010057)               | 西脇市住吉町(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 住吉HⅡ<br>(114010058)               | 西脇市住吉町(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 住吉IⅡ<br>(114010059)               | 西脇市住吉町(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 住吉(1)Ⅲ<br>(114010060)             | 西脇市住吉町(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 中畑I<br>(114010062)                | 西脇市中畑町(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 中畑DⅡ<br>(114010063)               | 西脇市中畑町(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 中畑EⅡ<br>(114010064)               | 西脇市中畑町(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 中畑CⅡ<br>(114010065)               | 西脇市中畑町(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 中畑BⅡ<br>(114010066)               | 西脇市中畑町(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 中畑AⅡ<br>(114010067)               | 西脇市中畑町(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 中畑Ⅲ<br>(114010068)                | 西脇市中畑町(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 比延(2)Ⅲ<br>(114010071)             | 西脇市比延町(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 塚口(1)Ⅲ<br>(114010072)             | 西脇市鹿野町(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 塚口(2)Ⅲ<br>(114010073)             | 西脇市塚口町(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| アタラシガイチ谷右<br>支溪第一I<br>(214010037) | 西脇市住吉町(別図20のとおり) | 土石流     | 別図20のとおり |

|                          |                   |     |          |
|--------------------------|-------------------|-----|----------|
| 畑谷川左支溪第四Ⅰ<br>(214010039) | 西脇市住吉町（別図21のとおり）  | 土石流 | 別図21のとおり |
| 畑谷川左支溪第三Ⅰ<br>(214010040) | 西脇市住吉町（別図22のとおり）  | 土石流 | 別図22のとおり |
| 畑谷川右支溪第四Ⅱ<br>(214010042) | 西脇市住吉町（別図23のとおり）  | 土石流 | 別図23のとおり |
| 龍原谷川Ⅱ<br>(214010044)     | 西脇市住吉町（別図24のとおり）  | 土石流 | 別図24のとおり |
| 畑谷川右支溪第五Ⅱ<br>(214010046) | 西脇市住吉町（別図25のとおり）  | 土石流 | 別図25のとおり |
| 畑谷川左支溪第五Ⅱ<br>(214010047) | 西脇市住吉町（別図26のとおり）  | 土石流 | 別図26のとおり |
| 机谷川Ⅱ<br>(214010048)      | 西脇市住吉町（別図27のとおり）  | 土石流 | 別図27のとおり |
| 住吉川3Ⅱ<br>(214010050)     | 西脇市住吉町（別図28のとおり）  | 土石流 | 別図28のとおり |
| 畑谷川右支溪第二Ⅰ<br>(214010053) | 西脇市中畑町（別図29のとおり）  | 土石流 | 別図29のとおり |
| 中畑川1Ⅰ<br>(214010054)     | 西脇市中畑町（別図30のとおり）  | 土石流 | 別図30のとおり |
| 畑谷川左支溪第一Ⅰ<br>(214010056) | 西脇市中畑町（別図31のとおり）  | 土石流 | 別図31のとおり |
| 西光寺谷川Ⅰ<br>(214010057)    | 西脇市中畑町（別図32のとおり）  | 土石流 | 別図32のとおり |
| 畑谷川右支溪第三Ⅱ<br>(214010058) | 西脇市中畑町（別図33のとおり）  | 土石流 | 別図33のとおり |
| 畑谷川右支溪第一Ⅱ<br>(214010065) | 西脇市上比延町（別図34のとおり） | 土石流 | 別図34のとおり |

（別図1から別図34までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市建設水道部工務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和元年11月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年1月27日（月）までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名称 明石西インター南計画  
所在地 明石市魚住町清水2464番1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| ナガサワ食品株式会社     | 明石市魚住町清水2464番地1  | 水島 進   |
| 株式会社トライアルカンパニー | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 石橋 亮太  |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
(仮称) 明石西インター南計画
    - イ 変更後  
明石西インター南計画
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| ナガサワ食品株式会社     | 明石市魚住町清水2464番地1  | 水島 進   |
| 株式会社トライアルカンパニー | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 永田 久男  |

    - イ 変更後
 

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| ナガサワ食品株式会社     | 明石市魚住町清水2464番地1  | 水島 進   |
| 株式会社トライアルカンパニー | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 石橋 亮太  |
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行っている者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| 株式会社トライアルカンパニー | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 永田 久男  |
| 株式会社ユウキ自動車     | 神戸市西区長畑町559番地の1  | 大西 弘   |

    - イ 変更後
 

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| 株式会社トライアルカンパニー | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 石橋 亮太  |
| 株式会社ユウキ自動車     | 神戸市西区長畑町559番地の1  | 大西 弘   |
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日  
令和元年9月24日ほか
- 5 届出年月日  
令和元年9月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年11月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年3月5日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（第1工区）芦屋市剣谷9番1号の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市中央区今橋2丁目5番8号  
アーク不動産株式会社 代表取締役 高山芳夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年10月1日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-5-3号（29芦屋）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町南田原字ナコザ3056番1、3056番2、3057番、3058番1、3059番1、3060番、3061番、3063番1、3063番3の一部、3059番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市神野町神野225番地1  
株式会社マルアイ 代表取締役 藤田佳男
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年9月20日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-30-2号（30福崎）



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年11月5日

契約担当者

但馬県民局長 古川直行

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
但馬県民局豊岡土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・500キログラム袋入・単価契約） 予定数量500トン
  - (2) 調達物品の特質等



調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（500キログラム袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和元年11月5日（火）から同月11日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 小路

電話 (0796) 26-3607 F A X (0796) 24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和元年11月5日（火）から同月11日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和元年11月18日（月）午後2時

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室（豊岡市幸町7-11）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年11月15日（金）午後5時まで前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金



令和元年11月5日

契約担当者

但馬県民局長 古川 直行

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

但馬県民局新温泉土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・500キログラム袋入・単価契約）  
予定数量800トン

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

## (4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

## (5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（500キログラム袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

## (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

## (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

令和元年11月5日（火）から同月11日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 小路

電話 (0796) 26-3607 F A X (0796) 24-7490

## 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

## (1) 入札参加申込書の提出期間

令和元年11月5日（火）から同月11日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

## (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和元年11月18日（月）午後2時10分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室（豊岡市幸町7-11）

## (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年11月15日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、令和元年11月15日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和元年11月15日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月25日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

### (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

### (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年11月25日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

### (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (6) 契約書作成の要否

要作成

### (7) 落札者の決定方法



令和元年11月5日（火）から同月11日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和元年11月18日（月）午後2時20分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室（豊岡市幸町7—11）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年11月15日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、令和元年11月15日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和元年11月15日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月25日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年11月25日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者



15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 小路

電話 (0796) 26-3607 F A X (0796) 24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和元年11月5日(火)から同月11日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和元年11月18日(月)午後2時30分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 4階401会議室(豊岡市幸町7-11)

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年11月15日(金)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、令和元年11月15日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和元年11月15日(金)以前の任意の日を開始日とし、同月25日(月)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年11月25日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入



札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 病院局公告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和元年11月5日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量  
県立はりま姫路総合医療センター（仮称）病院棟外衛生設備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年9月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
ダイダン・三神・ハリマ特別共同企業体 神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
- 5 落札金額  
4,323,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和元年7月23日